

経済産業省

制定 20200528保局第2号
令和2年6月12日
改正 20230310保局第2号
令和5年3月20日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官

安全管理審査評定等委員会運営要領について

電気事業法第51条第6項（第55条第6項において準用する場合を含む。）に規定する使用前自主検査又は定期事業者検査の実施に係る体制の総合的な評定及び電気事業法施行規則第94条の2第2項第1号に規定する定期事業者検査の実施時期を定める安全管理審査評定等委員会の安全管理審査評定等委員会運営要領を別紙のとおり定める。

附 則

- 1 本要領は、令和2年6月12日から施行する。
- 2 安全管理審査評定委員会運営要領（内規）（平成28年3月31日付け28保電安第40号）は廃止する。

附 則

この規程は、令和5年3月20日から施行する。

安全管理審査評定等委員会運営要領

1. 評定の実施

- 1) 安全管理審査評定等委員会（以下、「委員会」という。）は、電気事業法第51条第6項（第55条第6項において準用する場合を含む。）に規定する使用前自主検査又は定期自主検査（以下、「使用前自主（定期自主）検査」という。）の実施に係る体制について、審査を行う者（以下、「安全管理審査官」という。）又は登録安全管理審査機関から提出された安全管理審査報告書及び登録安全管理審査機関から提出された溶接自主検査確認結果報告書をもとに評定をし、及び電気事業法施行規則第94条の2第2項第1号に規定する定期自主検査の実施時期を定める。
- 2) 委員会は、評定に必要な範囲において、安全管理審査官又は登録安全管理審査機関より審査内容について説明を受ける。また、委員会は、定期自主検査の実施時期を定めるにあたり必要な範囲において、申請者より定期自主検査時期変更に係る確認項目について説明を受けることができる。
- 3) 委員会は、評定に際し、審査が適切に実施されたことを確認するため以下の項目を確認する。
 - (1) 審査を受けた組織
 - (2) 使用前自主（定期自主）検査及び当該安全管理審査の実施日
 - (3) 実地審査を行った安全管理審査官又は登録安全管理審査機関の安全管理審査員（以下、「安全管理審査員」という。）の資格
 - (4) 審査スケジュール及び実地審査の場所
 - (5) 審査の際、確認した使用前自主（定期自主）検査書類及び検査対象設備
 - (6) 審査を行った項目とその結果（審査の際、安全管理審査官又は安全管理審査員の指摘した不適合事項と、それに対して申請者が講じた是正措置の状況を含む。）
 - (7) 審査の際、確認した溶接自主検査の実施状況及びその結果に関する事項（登録安全管理審査機関が実施した場合に限る。）
- 4) 委員会は、原則として審査報告を受けた日から3週間以内に評定する。
- 5) 委員であっても、審査を行った者は当該審査に係る評定に参加しない。
- 6) 委員会は、委員長を含む委員の過半数の参加をもって成立する。ただし、5)に基づき評定に参加しない委員がいる場合にあっては、委員会の人数に含めないものとする。なお、評定は原則としてWEB会議システム等を用いて行うこととする。WEB会議システム等とはインターネット回線や電話回線を用いて音声や資料等を共有するシステムをいう。
- 7) 評定の結果は、参加委員の意見を踏まえ、委員長が決定する。
- 8) 委員会は、安全管理審査官が実施した安全管理審査の評定の結果及び定期自主検査の実施時期については、次のとおり評定書に記録する。

- (1) 当該審査を受けた組織が、使用前自主（定期自主）検査の実施につき十分な体制がとられており、かつ、保守管理に関する十分かつ高度な取組を実施していると評価されたとき又は使用前自主（定期自主）検査の実施につき十分な体制がとられており、かつ、保守管理に関する十分な取組を実施していると評価されたときは、別紙様式1による。
- (2) 当該審査を受けた組織が、使用前自主（定期自主）検査の実施につき十分な体制がとられていると評価されたときは、別紙様式2による。
- (3) 当該審査を受けた組織が、使用前自主（定期自主）検査を実施する体制がとられていると評価されたときは、別紙様式3による。
- (4) 当該審査を受けた組織が、使用前自主（定期自主）検査を実施する体制がとられていないと評価されたときは、別紙様式4による。また、上記評価書には別紙様式5を添付する。
- (5) 当該審査を受けた組織が、定期自主検査を実施につき十分な体制がとられていると評価された組織であって、定期自主検査の実施時期を定めるときは、別紙様式8による。

9) 委員会は、登録安全管理審査機関が安全管理審査を実施した場合は、別紙様式6により記録する。当該評価書には別紙様式7を添付する。

2. 安全管理審査及び評価方法の検証

1) 申請者から審査に関連して苦情等が寄せられた場合、委員会は事実関係を調査し、必要な措置を講じる。

2) 委員会は、必要に応じ自ら行った評価方法の妥当性を確認する。

3. 補則

この要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

評定の確認項目及び結果

確 認 項 目	結 果
①審査を受けた組織	適切に実施されている
②使用前自主（定期自主）検査及び当該安全管理審査の実施日	適切に実施されている
③実地審査を行った安全管理審査官の資格	適切に実施されている
④審査スケジュール及び実地審査の場所	適切に実施されている
⑤審査の際、確認した使用前自主（定期自主）検査書類及び検査対象設備	適切に実施されている
⑥審査を行った項目とその結果	適切に実施されている
⑦審査の際、確認した溶接自主検査の実施状況及びその結果に関する事項とその結果（登録安全管理審査機関から審査業務を引き継いだ場合に限る。）	適切に実施されている

評 定 書

以下のとおり、申請及び安全管理審査報告書の提出のあった使用前自主（定期自主）検査の実施に係る体制等について評定する。

	申請者	申請日	申請番号	審査を受けた組織の名称			報告日	報告番号	審査を実施した者	審査内容の確認	審査対象者の区分 (安全管理審査の種類)	溶接自主検査の実施状況及びその結果に関する確認内容の適切性	評定結果 (注意参照)
				審査を受けた組織	使用前自主（定期自主）検査の協力事業者	※溶接施工工場							
1										別紙のとおり		別紙のとおり	イ、ロ、ハ、ニ又はホ
2										//		//	
3										//		//	

※の項目は溶接自主検査の実施状況及びその結果について報告があった場合は記載し、ない場合は「-」を記載する。

評定日 平成 年 月 日

注意

イは、「当該審査を受けた組織は、定期自主検査の実施につき十分な体制がとられており、かつ、保守管理に関する十分かつ高度な取組を実施している。」を意味する。

ロは、「当該審査を受けた組織は、定期自主検査の実施につき十分な体制がとられており、かつ、保守管理に関する十分な取組を実施している。」を意味する。

ハは、「当該審査を受けた組織は、使用前自主（定期自主）検査の実施につき十分な体制がとられている。」を意味する。

ニは、「当該審査を受けた組織は、使用前自主（定期自主）検査を実施する体制がとられている。」を意味する。

ホは、「当該審査を受けた組織は、使用前自主（定期自主）検査を実施する体制がとられていない。」を意味する。

評定の確認項目及び結果

確 認 項 目	結 果
①審査を受けた組織	適切に実施されている
②使用前自主（定期自主）検査及び当該安全管理審査の実施日	適切に実施されている
③実地審査を行った安全管理審査員の資格	適切に実施されている
④審査スケジュール及び実地審査の場所	適切に実施されている
⑤審査の際、確認した使用前自主（定期自主）検査書類及び検査対象設備	適切に実施されている
⑥審査を行った項目とその結果	適切に実施されている
⑦審査の際、確認した溶接自主検査の実施状況及びその結果に関する事項とその結果	適切に実施されている

定期自主検査時期変更に係る確認項目及び結果

確 認 項 目	結 果
①定期自主検査時期の変更理由	○年○月○日付け第○号をもって○○から通知があった定期安全管理審査において、審査を受けた□□は、定期自主検査の実施につき十分な体制がとられている組織であって、□年□月□日付け第□号をもって□□から申請のあった延長時期（○年）として差し支えないと認められるため。
②電気工作物の種類及び施設番号	第○号ボイラー、第○号蒸気タービン
③登録安全管理審査機関からの報告内容 (安全管理審査の審査結果、溶接自主検査の実施状況及びその結果に係る確認結果)	当該審査において指摘事項等はない。
④前回実施した立入検査等の結果	検査実施日：△年△月△日 (指摘事項等はない。) 審査立会日：△年△月△日 (審査は適切に実施されていることを確認。)
⑤前回定期自主検査の終了日	◇年◇月◇日 (適切に実施されている。)
⑥延長期間及び附記する条件	別紙のとおり定める。
⑦その他特記事項（前回以降の変更事項等）	特にない。